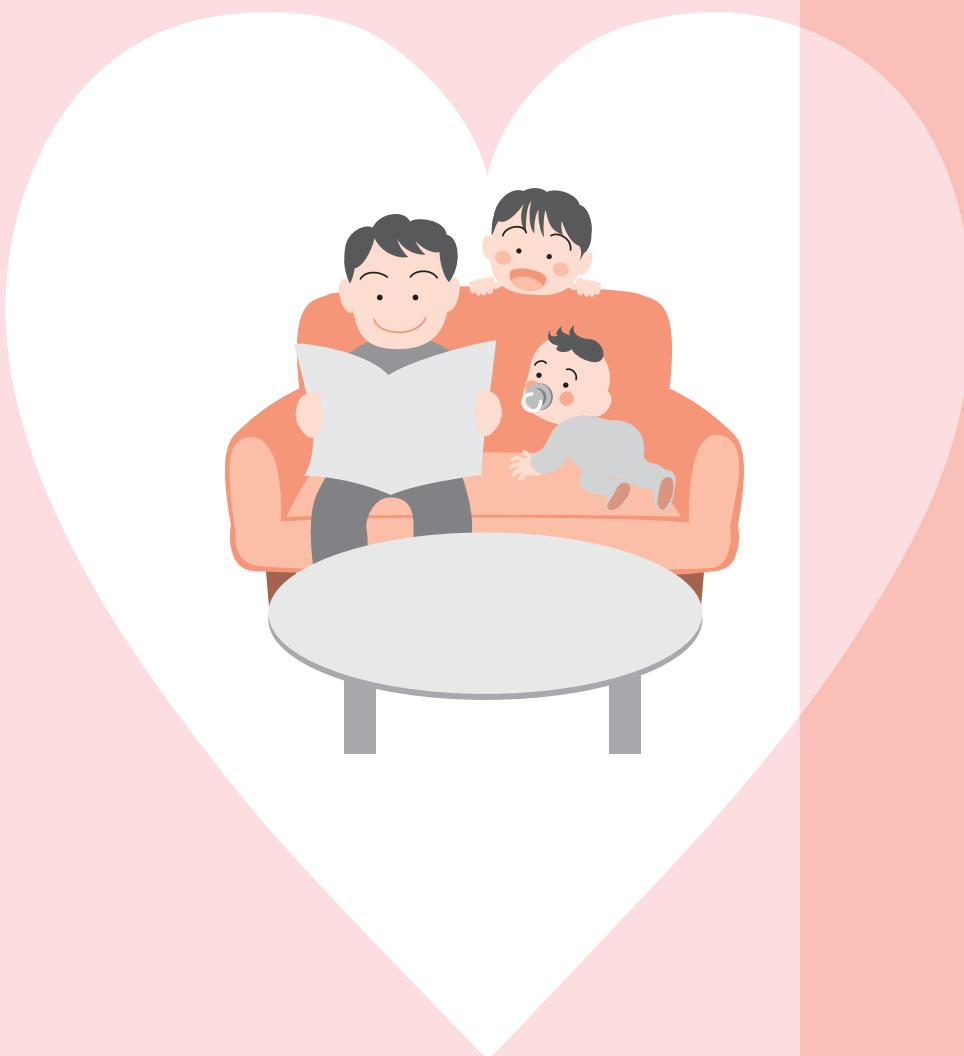


第3章

行動計画の基本的考え方



第3章 行動計画の基本的考え方

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とします。

2 基本理念

次世代法第3条では、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」とされております。

沖縄県においては、次世代法の基本理念を踏まえ、前期計画に引き続き、①すべての子どもがその誕生を家族や地域から喜ばれ、社会性を養いながら心身共に健やかに成長し、自立した次代の親になっていくことを支援する「子育ち」、②すべての親が、心身共にゆとりを持って子どもを生み、楽しく子育てを行い、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら、子育てを通じて親も育っていく環境づくりを支援する「親育ち」、③地域が、人々の交流を通じて地域全体で子育てを暖かくかつ積極的に見守り、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、必要があれば手をさしのべ、応援することにより生活しやすい環境となっていくことを支援する「地域育ち」を基本に、以下の基本理念を掲げ、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

「親子が心身共に健やかに成長できる 子育ち 親育ち 地域育ち」

3 計画の期間

次世代法第9条及び国が示した行動計画策定指針に基づき、本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

4 行動計画策定にあたっての基本的な視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す9項目の方向性を、本計画における基本的な視点とします。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、特に、子育ては男女が協力して行うものとの視点に立った取り組みを推進します。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものであり、子どもへの支援は地域及び本県の未来づくりであるとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や県民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、このような多様な個別のニーズに適切に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進します。

(4) 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国や県、市町村をはじめ、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに本県における次世代育成支援対策の取り組みを推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、県民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であることから、国及び市町村、企業など関係者と連携して取り組みます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等、子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について整備するとともに、家庭的な養護の推進や、自立支援策の強化という観点も十分に踏まえた取り組みを推進します。

また、本県における子どもの貧困の問題に関しては、実態を把握するための方法や必要な支援策等について、検討してまいります。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

児童養護施設や保育所、児童館をはじめとする各種の公共施設の活用を図るとともに、NPOなどの地域活動団体や民間事業者、地域への貢献を希望する個人等と連携し、豊かな自然環境や伝統文化など、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用するための取り組みを推進します。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要であることから、サービスの質を評価し、向上させる観点に立ち、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを推進します。

(9) 地域特性の視点

豊かな自然に囲まれ、家族の絆、地域の連帯が少なからず残されている地域の特性を生かし、地域で生じた問題は、できる限り地域で解決することができるよう地域コミュニティの体制を確立するための取り組みを推進します。

5 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の8項目を計画推進の柱として設定し、目標達成に向けて総合的な取り組みを推進します。

(1) 地域における子育ての支援

前期計画においては、つどいの広場、地域子育て支援センター、幼稚園における預かり保育等において「すべての家庭への子育て支援」を実施しました。また、ファミリー・サポート・センター、保育所における保育事業、放課後児童健全育成事業等において、「働きながら子どもを育てる人への子育て支援」の促進に努めました。

その結果、私立幼稚園における預かり保育や保育所における特定保育の実施、ファミリー・サポート・センターの設置箇所数については、目標を達成しております。

一方で、公立幼稚園における預かり保育、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業及び児童厚生施設の整備等を実施しましたが、目標達成に至っておりません。

地域社会は子どもを健やかに育むための重要な生活基盤であり、次世代育成は地域全体の問題と

して、住民と行政が一体となった取り組みを展開していく必要があります。

このため、「地域における子育て支援サービスの充実」では、子育てる親の負担感を軽減し、子育て家庭を支援するためのサービスを推進します。「保育サービスの充実」では、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの確保と充実を促進します。

「子育て支援のネットワークづくり」では、子育て支援関係団体と連携を図り、子育て支援の情報を共有できるネットワークの構築等に努めます。さらに、「児童の健全育成」では、放課後児童クラブの設置を促進し児童の健全育成に努めます。

これら施策については、地域の実態や保護者のニーズに応じた促進が必要となっており、本計画では、地域における子育て支援サービスの充実に取り組んでまいります。

なお、本県が抱える保育所や幼稚園のあり方等、幼児教育全般に係る課題については、問題点等の検証やその解決に向けて検討する場を設けるなど、関係部局全体で取り組んでまいります。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

前期計画においては、「周産期保健医療体制の整備」「乳児・幼児の健康の保持・増進」「食育の推進」「思春期保健対策の充実」「小児保健の充実」「小児慢性特定疾患治療研究事業の推進」「不妊治療対策の充実」「地域、関係機関の連携」等、8つの基本施策に取り組んできました。

周産期保健医療体制の整備としては、高度周産期医療を担う総合周産期母子医療センターを2か所整備してきました。周産期における搬送マニュアルの策定、地域周産期医療センターとの連携体制の構築、母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の充実等により、乳児、新生児の死亡率が改善されたところです。一方、低体重児の出生率は、全国平均値に比べ、高い状況にあり、医療施設のさらなる充実とあわせて、ハイリスク妊婦支援、妊婦の健康管理能力を高めるための保健指導、離島町村における妊婦健康診査支援体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

乳幼児の健康の保持増進については、乳幼児健診受診率、幼児のう蝕有病率、予防接種は年々改善されているところですが、健診後の育児支援体制の充実を含め、乳幼児の健康管理体制のさらなる向上を図る必要があります。

思春期保健対策については、10代の人工妊娠中絶率は減少傾向にありますが、若年妊娠、思春期の喫煙等が課題となっており、引き続き各保健所において学校と連携した性・エイズ教育の実施や生涯を通じた女性の健康支援等に取り組みます。

本計画においては、前期計画に引き続き、母子保健の行動計画として策定している「健やか親子おきなわ2010」と連動した取り組みを推進していきます。

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

前期計画においては、職場体験学習の推進や沖縄県キャリアセンターの利用促進などに努め、若年者の職業観の形成や就職支援の強化が図られました。

一方で、子どもの居場所づくり推進として放課後子ども教室を実施しましたが、市町村の財政難などの理由から、目標の達成はできませんでした。

これらの施策は、次代の担い手である子どもたちが、主体的に個性豊かに生きていくための力を培うとともに、心身ともに健やかに成長し、子どもを生み育てることの大切さや意義を理解する次代の親を育成するために必要な施策であります。

本計画においても、引き続き、学校及び地域社会の教育環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭の住宅に対するニーズは多様化していますが、一方では住宅事情の厳しさも見受けられます。

子育てを担う若い世代向けに、子育て家庭に配慮した快適でゆとりのある住宅を確保するため、

良質な県営住宅の供給等を推進し、子育てを担う若い世代を支援します。

また、子ども、子育て中の親が安全に通行することができる道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備の推進に努めてまいります。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

前期計画では、「多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進」「仕事と子育ての両立の推進」など4つの項目を掲げ、仕事と家庭生活の両立が図られるよう法や制度等について、講座・講演会、セミナーの開催や、県の広報媒体（テレビ・ラジオ、広報誌、ホームページ等）を通じて広報・啓発を行いました。また、仕事と生活の両立が図られるよう、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努め、目標を上回る9か所に設置されました。

しかし、多様な働き方の実現や働き方の見直しにつながる労働時間短縮の動きは鈍く、男性の育児休業取得に対する理解もあまり浸透していない状況です。

これらの現状を踏まえ、本計画においては、男女を問わず働く全ての人が、仕事と生活の調和を実現できるための環境づくりを目標として、広報・啓発及び企業への働きかけなどに努めるとともに、仕事と子育ての両立のための基盤整備に取り組みます。

(6) 子ども等の安全の確保

前期計画においては、「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」「深夜はいかい防止ポスター・標語・作文募集」「スクール・サポーターの拡大の推進」「安全学習支援授業」「地域安全マップ作製」「子ども110番の家設置促進」に努めてまいりました。

その結果、「深夜はいかい防止ポスター・標語・作文募集」「安全学習支援授業」「子ども110番の家設置促進」等については、目標は達成されておりますが、「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」「スクール・サポーターの拡大の推進」「地域安全マップ作製」等については、取り組みが徹底されていないために目標の達成には至っておりません。

このため、目標を達成していない施策については、引き続き取り組みを進めるとともに、「交通安全教育の推進」「チャイルド・シートの正しい使用の推進」「自転車の安全利用の推進」等についても取り組みを強化し、子どもの安全確保を推進します。

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待に対しては、相談支援体制の整備、強化や関係機関との連携等を進め、虐待の未然防止や早期発見、早期対応などに取り組んできましたが、依然として児童虐待は増加の傾向にあります。

また、地域の子育て機能の低下や家庭の養育力不足等の問題もあり、社会的養護を必要とする児童は今後も増加が見込まれます。

このため、引き続き相談体制や関係機関との連携強化を図るほか、子育て家庭への支援を進めるなど、児童虐待防止対策に取り組むとともに、新たにコザ児童相談所へ一時保護所を設置します。

増加が見込まれる要保護児童に対しては、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、家庭支援機能の強化、子どもの権利擁護の強化、非行や不登校の問題を抱える児童への援助の充実を図るなど、社会的養護体制の充実に取り組みます。

障害児への支援については、施設から地域社会への移行促進により、身近な地域における福祉サービスのニーズが高まっていますが、事業実施に必要な人材や支援施設の確保、支援体制の整備が課題となっています。また、発達障害児への支援については、その障害の特性から、早期の発見、支援に結びつきにくいこと、及び支援する関係機関が多岐にわたることから支援が途切れてしまうことなどが指摘されており、その取り組みの強化が求められています。

このため、障害児支援については、身近な地域で適切なサービスが利用できるよう市町村等と連携した施策を推進するとともに、保育所、幼稚園、学校等に対する支援の強化等に取り組みます。

また、発達障害児支援については、沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画等に基づく取り組みを着実に進めるとともに、発達障害者支援センターを支援拠点とした支援体制の構築を図り、身近な地域において必要な支援が受けられるよう取り組みを進めます。

(8) ひとり親家庭等の自立支援の推進

前期計画においては、ひとり親家庭のすべての子どもの成長を支援し、その健全な育成を図るために、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保、経済的支援及び自立促進の基盤づくりを基本に、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進にむけた総合的な支援の展開に取り組んできました。

しかし、平成 20 年度に実施した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」にみられるように、ひとり親家庭等の生活は、収入、仕事、子どもの養育等の問題が複雑に重なりあい、依然として多くの困難を抱えている状況が続いております。

このような状況にあるひとり親家庭を支援する際には、その要望等をきめ細やかに把握し、必要としている援助を適切に幅広く行っていくことが重要であります。

このため、引き続き社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会等関係団体との連携を図ることにより、きめ細やかな福祉サービスを実施するとともに総合的で計画的な支援に取り組み、ひとり親家庭のすべての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図っていきます。



6 施策の体系

基本理念、基本的視点、基本目標を踏まえ、本県での次世代育成支援対策を、以下の体系図に基づき、行なっていきます。

